

## 次世代育成支援対策千葉県協議会設置要綱

### (趣旨)

第1条　急速に進行する少子化等の問題に適切に対応し、全県的な理解と広がりをもち、千葉県内の各界関係者の参加により、効果的な千葉県次世代育成支援行動計画策定の一助とし、また、計画の推進を図るため、次世代育成対策千葉県協議会（以下「協議会」という。）を開催する。

### (対象事項)

第2条　協議会は、次の事項を対象とする。

- (1) 次世代育成支援行動計画の策定及び推進に関すること。
- (2) その他次世代育成支援対策の推進に関し必要な事項に関すること。

### (構成員)

第3条　協議会は、20名以内をもって構成する。

### (組織)

第4条　協議会には、会長及び副会長各1名を置く。

- 2 会長及び副会長は、構成員の互選により定める。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

### (会議)

第5条　協議会は、県が招集し、会長が議長となる。

- 2 県が必要と認めたときは、関係者に出席を求め、意見及び説明を聞くことができる。

### (専門部会)

第6条　協議会に、専門部会を置くことができる。

### (庶務)

第7条　協議会の庶務は、千葉県健康福祉部子育て支援課において処理する。

### (その他)

第8条　この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

- 2 協議会は、地方自治法第138条の4第3項に基づき、法律または条例により設置された附属機関ではない。

### 附 則

- 1 この要綱は、平成27年7月29日から施行する。
- 2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

### 附 則

この要綱は、平成28年1月25日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、令和2年3月19日から施行する。

次世代育成支援対策千葉県協議会 関係団体等一覧

No.	団体等
1	(社福) 千葉県社会福祉協議会
2	千葉県児童福祉施設協議会
3	千葉県保育協議会
4	(公財) 千葉県民生委員児童委員協議会
5	千葉県手をつなぐ育成会
6	千葉県小学校長会
7	千葉県中学校長会
8	千葉県高等学校長協会
9	(公財) 千葉県私学教育振興財団 ※ (一社) 全千葉県私立幼稚園連合会
10	(公社) 千葉県医師会
11	(一社) 千葉県歯科医師会
12	(公社) 千葉県看護協会
13	(一社) 千葉県商工会議所連合会
14	日本労働組合総連合会千葉県連合会
15	(一社) 千葉県子ども会育成連合会
16	(株) 千葉日報社
17	厚生労働省千葉労働局
18	千葉県市長会
19	千葉県議会健康福祉常任委員会
20	渥美 雅子